

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公園維持管理作業委託
履 行 場 所	環状七号線以北、国道四号線以東で綾瀬川以西の地区（東部3地区）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥40,920,000円(税込)
予 定 価 格	¥40,920,000円(税込)
概 要	本業務は、区民が安全で安心して快適に公園施設等を利用できるように日常の維持管理を行うものである。 1 対象範囲…当該区域（履行場所）にある区立公園、児童遊園、親水水路・遊歩道・緑道・公衆便所・プチテラス等。 2 作業実施日及び時間…実施する日は、土・日曜日、年末年始及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く平日とする。実施する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 3 作業内容…巡回点検、樹木の維持管理、遊具・工作物等施設全般の維持管理、ごみの整理等。 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日 担当課 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第三係

契約の相手方	名称 浅香園芸（株） 住所 東京都足立区加賀二丁目7番6号
契約相手方の選定理由	上記事業者は、当該地区の地理やこれまで実施した対策、各公園の特質を熟知しており、適切な管理業務の提案がある。安全教育や資格取得等、社内の安全管理も徹底されており、当該業務を安全で円滑かつ適正な執行が可能であるため、随意契約を行いたい。契約初年度 令和3年度 随意契約3回目（令和6年度） （地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2832)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公園維持管理作業委託
履 行 場 所	別紙1「対象地区図」のとおり
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月 31日
契約年月日	令和 6年 4月 1日
契約金額	¥40,700,000円(税込)
予 定 価 格	¥40,700,000円(税込)
概 要	【概 要】 本業務は、区民が安全で安心して快適に公園施設等を利用できるように日常の維持管理を行うものである。 1 対象範囲…当該区域（履行場所）にある区立公園、児童遊園、親水水路・緑道・管理広場・公衆便所・プチテラス等。2 作業実施日及び時間…実施する日は、土・日曜日、年末年始及び休日を除く、平日とする。実施する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。3 作業内容…巡回点検、樹木の維持管理、遊具・工作物等施設全般の維持管理、ごみの整理等。【契約期間】令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【担当】都市建設部道路公園整備室西部道路公園維持課西部第二係（3880）5314

契約の相手方	名称 横田造園（株） 住所 東京都足立区舎人一丁目11番20号
契約相手方の選定理由	この事業者は、当該地区の地理やこれまで実施した対策、各公園の特質を熟知しており、適切な業務管理の提案がある。安全教育や資格取得等、社内の安全管理も徹底されており、当該業務を安全で円滑かつ適切な執行が可能であるため、随意契約を行いたい。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5314 (2562)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当